

西尾市消防本部告示第 1 号

昭和 6 1 年西尾市消防本部告示第 1 号（西尾市火災予防条例第 2 8 条第 1 項の規定に基づく喫煙、裸火使用又は火災予防上危険な物品の持込禁止場所の指定について）の全部を次のように改正する。

平成 2 1 年 7 月 1 日

西尾市消防長 尾 崎 善 清

西尾市火災予防条例（昭和 4 9 年西尾市条例第 6 号）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所を次のとおり指定する。

1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

観覧場の舞台及び客席（屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席での喫煙を除く。）

公会堂、又は集会場の舞台及び客席（喫煙設備のある客席での喫煙を除く。）

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（延べ面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの）の売場（食堂の部分を除く。）

屋内展示場で公衆の出入りする部分（延べ面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの）

文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 4 3 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部及び周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合は、この限りでない。

2 火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の公衆の出入りする部分（前項第 1 号から第 3 号までに掲げる場所を除く。）